

# 新生児子育て応援金



## を支給します！！



○支給対象: 令和3年4月1日以降に生まれた子ども\*の父または母

※出生後、浜田市で最初に住民登録された子どもに限ります

○支給条件: ①父または母のどちらかが浜田市に住民登録していること

②生まれた子どもと同居し、生計をともにしていること

③申請日以降、5年以上浜田市に住む見込みがあること

※①～③の条件すべてに該当すること

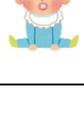
○支給金額: 第1子…5万円

第2子…5万円

第3子以降…30万円

※第〇子の数え方…高校卒業まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の子の年長者から、第1子、第2子、と数えます

イメージ図(例)

年齢	実際の順番	支給に関わる順番	説明
19歳 	第1子	数えません	18歳になった後、最初の3月31日を過ぎているため、 <b>順番に数えません。</b>
15歳 	第2子	第1子	順番に数えます。
8歳 	第3子	第2子	順番に数えます。
出生児 	第4子	第3子	実際に生まれたのは4番目ですが、 <b>第3子となります。</b>

○申請について

生まれてから、**30日以内**の申請が必要です

浜田市役所子育て支援課、各支所市民福祉課で申請を受け付けます

※ 新生児子育て応援金は、「**一時所得**」となりますので、他の一時所得がある場合は、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署までお問い合わせください。



<お問い合わせ>

浜田市健康福祉部子育て支援課 子育て政策係 ☎0855-25-9331